

(金融庁設置法の一部改正に伴う調整規定)

第二十四条 平成二十九年銀行法等改正法の施行の日が施行日前である場合には、前条のうち、金融庁設置法第四条第一項の改正規定中「コ」を「エ」とあるのは「テ」を「ア」と、「コ」を「エ」とし、ヨからフまでをタからコマでとし、カ」とあるのは「テ」を「ア」とし、レからエまでをソからテまでとし、タ」と、同項第三号力の次に次のように加える改正規定中「ヨ」とあるのは「レ」とする。

2 前項の場合において、平成二十九年銀行法等改正法附則第十九条のうち金融庁設置法第四条第一項の改正規定中「エ」を「ア」とあるのは「コ」を「テ」と、「エ」を「ア」とし、ホからコマまでをトからテまで」とあるのは「コ」を「テ」とし、ホからフまでをトからエまで」とする。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	山本 早苗
財務大臣	麻生 太郎
厚生労働大臣	塩崎 恭久
農林水産大臣	山本 有二
経済産業大臣	世耕 弘成
国土交通大臣	石井 啓一

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十八号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

第二十六条の見出しを「定義」に改め、同条第一項中「対内直接投資等」の下に「又は第三項に規定する特定取得」を加え、同条第二項第一号中「第三号」の下に「並びに次項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 特定取得とは、上場会社等以外の会社の株式又は持分の第一項各号に掲げるものからの譲受けによる取得をいう。

第二十七条第十三項中「前各項」の下に「及び第二十九条」を加える。

第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

(特定取得の届出及び変更勧告等)

第二十八条 外国投資家は、特定取得(相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)のうち第三項の規定による審査が必要となる特定取得に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定取得について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 特定取得について前項の規定による届出をした外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る特定取得を行ってはならない。ただし、財務大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る特定取得がその事業目的その他からみて次項の規定による審査が必要となる特定取得に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい特定取得(以下この項において「条約等」という。)の加盟国の外国投資家が行う特定取得で政令で定めるもの(以下この項において「条約等」という。)の加盟国の外国投資家が行う特定取得で政令で定めるもの(以下この項において「条約等」という。)の加盟国の外国投資家が行う特定取得で政令で定めるもの(以下この項において「条約等」という。)

4 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により特定取得を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により特定取得を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る特定取得が国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該特定取得の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 前項の規定により関税・外国為替等審議会の意見を聴く場合において、関税・外国為替等審議会が当該事案の性質に鑑み、第三項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する特定取得を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

7 前条第七項から第十二項までの規定は、第五項の規定による勧告があつた場合について準用する。

8 外国投資家以外の者(法人その他の団体を含む)が外国投資家のために当該外国投資家の名義により行つた特定取得に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前各項及び次条の規定を適用する。

(措置命令)

第二十九条 財務大臣及び事業所管大臣は、次に掲げる場合において、当該対内直接投資等又は特定取得が第二十七条第三項第一号に掲げる対内直接投資等(国の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものに限る。以下この条において「国の安全に係る対内直接投資等」という。)

一 第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をしななければならない外国投資家が、当該届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行つた場合

二 第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、禁止期間の満了前に、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得を行つた場合

財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、当該届出に係る虚偽の届出をした場合において、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

一 第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をしななければならない外国投資家が、当該届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行つた場合

二 第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、禁止期間の満了前に、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得を行つた場合

財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、当該届出に係る虚偽の届出をした場合において、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、必要な措置を命ずることができる。

2 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、当該届出に係る虚偽の届出をした場合において、当該届出に係る対内直接投資等又は特定取得が国の安全に係る対内直接投資等又は国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、必要な措置を命ずることができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家を、第二十七条第七項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定により応諾する旨の通知をした対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の勧告に従わず、又は第二十七条第十項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定による対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の変更の命令に違反した場合（対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の安全に係る対内直接投資等に該当すると認められる場合に限る。）には、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分（第二十七条第五項若しくは前条第五項の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を勧告した場合同様に係る当該変更に係る部分又は第二十七条第十項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定により当該対内直接投資等若しくは特定取得に係る株式の数若しくは金額若しくは持分の口数若しくは金額の変更を命じた場合における当該変更に係る部分に限る。）の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

4 財務大臣及び事業所管大臣は、第二十七条第一項又は前条第一項の規定による届出をした外国投資家が、第二十七条第七項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定により応諾する旨の通知をした対内直接投資等若しくは特定取得の中止の勧告に従わず、又は第二十七条第十項（前条第七項において準用する場合を含む。）の規定による対内直接投資等若しくは特定取得の中止の命令に違反した場合（対内直接投資等若しくは特定取得に係る内容の安全に係る対内直接投資等に該当すると認められる場合に限る。）には、当該対内直接投資等又は特定取得を行つた外国投資家に対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式又は持分の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる。

5 第一項第二号の「禁止期間」とは、第二十七条第二項本文に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）又は前条第二項本文に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第二項ただし書若しくは第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）をいう。

3 第一項又は前項の規定による禁止をする場合において、経済産業大臣は、違反者（第一項に規定する第四十八条第一項の規定による許可を受けない同項に規定する貨物の輸出をした者又は前項に規定する貨物の輸出若しくは輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反した者をいう。次項において同じ。）が個人である場合にあつては、その者に対して、当該禁止に係る期間と同一の期間を定めて、当該禁止に係る範囲の業務を営む法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの）と認められる者を含む。次項において同じ。）となることを禁止することができる。

4 第一項又は第二項の規定による禁止をする場合において、経済産業大臣は、違反者に係る次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該禁止の理由となつた事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該禁止の実効性を確保するためにその者による当該禁止に係る業務を制限することが相当と認められる者として経済産業省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該禁止に係る期間と同一の期間を定めて、当該禁止に係る範囲の業務を新たな開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止することができる。

一 当該違反者が法人である場合、その役員及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその役員であつた者並びにその営業所の業務を統括する者その他の政令で定める使用人（以下この

号及び次号において単に「使用人」という。）及び当該禁止の日前六十日以内においてその使用人であつた者

二 当該違反者が個人である場合、その使用人及び当該禁止に係る処分の日前六十日以内においてその使用人であつた者

第五十五条の七中「第六十八条第一項において同じ」を削る。

第六十八条第一項中「外国為替業務を行う者その他」を削り、「又は行為を業として行う者」を「行為若しくは支払等を行つた者又はその関係者」に改め、同条第二項中「提示しなければ」を「提示しなければ」に改める。

第六十九条の三第二項中「対内直接投資等」の下に、「特定取得」を加える。

第六十九条の六第一項中「七百万円」を「二千万円」に改め、同条第二項中「千万円」を「三千万円」に改める。

第六十九条の七第一項中「五百万円」を「千万円」に改める。

第七十条第一項第二号中「第二十七条第一項」の下に「又は第二十八条第一項」を、「対内直接投資等」の下に「又は特定取得」を加え、同条第十三項を「第二十七条第十三項又は第二十八条第八項」に改め、同項第二十三号中「第二十七条第二項」の下に「又は第二十八条第二項」を加え、同項に規定する期間（同条第三項若しくは第六項の規定により延長され、又は同条第四項の規定により短縮された場合には、当該延長され、又は短縮された期間）を「第二十九条第五項に規定する禁止期間」に改め、対内直接投資等」の下に「又は特定取得」を加え、同条第十三項を「第二十七条第十三項又は第二十八条第八項」に改め、同項第二十四号中「第二十七条第八項」の下に「第二十八条第七項において準用する場合を含む。」を、「対内直接投資等」の下に「又は特定取得」を加え、同条第十三項を「第二十七条第十三項又は第二十八条第八項」に改め、同項第二十五号中「第二十七条第十項」の下に「第二十八条第七項において準用する場合を含む。」を、「対内直接投資等」の下に「又は特定取得」を加え、同条第十三項を「第二十七条第十三項又は第二十八条第八項」に改め、同項第三十三号を第三十六号とし、第三十二号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四 第五十三条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者

三十五 第六十七条第一項の規定により付した第二十五条第一項若しくは第四項又は第四十八条第一項の許可の条件に違反した者

第七十条第一項第三十一号を第三十二号とし、第二十六号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 第二十九条第一項から第四項までの規定による命令に違反した者（第二十七条第十三項又は第二十八条第八項の規定により外国投資家とみなされる者を含む。）

第七十二条第一項中「並びに」を「第二十八条第八項並びに」に、「第六十九条の六から前条まで（第七十条の二を除く。）」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第六十九条の六第二項 十億円以下（当該違反行為の目的物の価格の五倍が十億円を超えるときは、当該価格の五倍以下）の罰金刑

二 第六十九条の六第一項 七億円以下（当該違反行為の目的物の価格の五倍が七億円を超えるときは、当該価格の五倍以下）の罰金刑

三 第六十九条の七 五億円以下（当該違反行為の目的物の価格の五倍が五億円を超えるときは、当該価格の五倍以下）の罰金刑

四 第七十条の二 三億円以下の罰金刑

五 第七十条又は前二条 各本条の罰金刑

第七十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「並びに」を「第二十八条第八項並びに」に改め、同項を同条第三項とする。

第七十三条中「一」を「いづれかに」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律による改正後の外国為替及び外国貿易法（次項及び附則第四条において「新法」という。）第二十八条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う同条第一項に規定する特定取得について適用する。

2 新法第五十三条第三項又は第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、施行日以後にされた貨物の輸出又は輸入に関しての外国為替及び外国貿易法第五十三条第一項又は新法第五十三条第二項の規定による禁止について適用し、施行日前にされた貨物の輸出又は輸入に関しての外国為替及び外国貿易法第五十三条第一項又はこの法律による改正前の外国為替及び外国貿易法第五十三条第二項の規定による禁止については、なお従前の例による。

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十三号中「及び外国投資家」を「並びに外国投資家」に改め、「いう。」の下に「及び同法第二十六条第三項に規定する特定取得（同号において「特定取得」という。）」を加える。

総務大臣	山本 早苗
財務大臣	麻生 太郎
文部科学大臣	松野 博一
厚生労働大臣	塩崎 恭久
農林水産大臣	山本 有二
経済産業大臣	世耕 弘成
国土交通大臣	石井 啓一
環境大臣	山本 公一
内閣総理大臣	安倍 晋三

条

約

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

条約第十号

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書

この議定書の締約国は、生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）の締約国として、

遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が条約の三つの中核的な目的の一つであることを想起し、及びこの議定書が条約の枠組みにおけるこの目的の実現を追求することを認識し、

諸国が自国の天然資源に対して及び条約に基づいて有する主権的権利を再確認し、

さらに、条約第十五条の規定を想起し、

条約第十六条及び第十九条の規定に従い、開発途上国における遺伝資源に価値を付加するための研究及びイノベーションの能力を開発することを目的とする技術移転及び協力が持続可能な開発に果たす重要な貢献を認識し、

生態系及び生物の多様性の経済的価値について公衆を啓発すること並びにこの経済的価値を生物の多様性の管理者と公正かつ衡平に配分することが、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用を奨励する重要な措置であることを認識し、

取得の機会及び利益の配分が、生物の多様性の保全及び持続可能な利用、貧困の撲滅並びに環境の持続可能性の確保に貢献し、これによりミレニアム開発目標の達成に貢献する潜在的な役割を有することを認め、

遺伝資源の取得の機会と遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分との間の相互関係を認め、

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する法的な確実性を提供することの重要性を認識し、

さらに、遺伝資源の提供者と利用者との間の相互に合意する条件についての交渉における衡平及び公正を促進することの重要性を認識し、

また、取得の機会及び利益の配分において女性が不可欠の役割を果たすことを認識し、並びに生物の多様性の保全のための政策の決定及び実施の全ての段階における女性の完全な参加が必要であることを確認し、

条約の取得の機会及び利益の配分に関する規定の効果的な実施を更に支援することを決意し、

遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、国境を越えた状況で存在するもの又は情報に基づく事前の同意を与えること若しくは得ることができないものの利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、革新的な解決策が必要とされることを認識し、

食糧安全保障、公衆衛生、生物の多様性の保全並びに気候変動の緩和及び気候変動に対する適応にとつて遺伝資源が重要であることを認識し、

農業に係る生物の多様性が特別な性質及び他と異なる特徴を有すること並びに農業に係る生物の多様性の問題が特有の解決策を必要とすることを認識し、

全ての国が食料及び農業のための遺伝資源に関し相互依存関係にあること並びに当該遺伝資源が貧困の軽減及び気候変動の文脈における世界的規模の食糧安全保障の達成及び農業の持続可能な発展にとつて特別な性質及び重要性を有することを認識し、また、この点に関し、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約及び国際連合食糧農業機関の食料及び農業のための遺伝資源に関する委員会の基本的な役割を認め、

世界保健機関の国際保健規則（二千年）並びに公衆衛生に係る準備及び対応のために人の病原体の取得の機会を確保することの重要性に留意し、

取得の機会及び利益の配分に関連する他の国際的な場において進められている作業を認め、

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の下で設立された取得の機会及び利益の配分に関する多数国間の制度が条約と調和する方法によつて設けられたことを想起し、

取得の機会及び利益の配分に関する国際文書が条約の目的を達成するために相互に補完的であるべきことを認識し、

条約第八条(j)の規定が遺伝資源に関連する伝統的な知識及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分について有する関連性を想起し、

遺伝資源と伝統的な知識との間の相互関係、遺伝資源及び伝統的な知識が先住民の社会及び地域社会と不可分であるという性質並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用のため並びにこれらの社会における持続可能な暮らしのために伝統的な知識が有する重要性に留意し、